

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき
議決を求めることについて

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 91 条第 6 項において準用する同法第 90 条第 10 項の規定に基づき、令和 7 年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
県営かんがい排水事業	彦根市	72,000,000 円
	長浜市	33,209,000
	近江八幡市	4,059,000
	草津市	38,250,000
	守山市	13,252,000
	栗東市	1,257,000
	甲賀市	1,494,000
	野洲市	10,355,000
	湖南市	1,642,000
	高島市	3,360,000
	東近江市	23,881,000
	米原市	16,185,000
	日野町	3,060,000
	竜王町	2,380,000
	愛荘町	4,635,000
	豊郷町	495,000
	計	229,514,000
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	3,525,000
	彦根市	15,020,000
	長浜市	2,896,000
	草津市	4,320,000
	栗東市	2,320,000
	甲賀市	1,350,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
県営経営体育成基盤整備事業 (続き)	高 島 市	9,280,000 円
	東 近 江 市	5,130,000
	米 原 市	5,104,000
	愛 荘 町	18,640,000
	計	67,585,000
県営中山間地域総合整備事業	長 浜 市	1,755,000
	甲 賀 市	3,000,000
	計	4,755,000
県 営 農 地 防 災 事 業	大 津 市	13,310,000
	長 浜 市	11,940,000
	近 江 八 幡 市	20,240,000
	草 津 市	7,300,000
	甲 賀 市	9,610,000
	野 洲 市	2,530,000
	湖 南 市	34,540,000
	高 島 市	5,610,000
	東 近 江 市	2,450,000
	米 原 市	11,770,000
	多 賀 町	8,470,000
	計	127,770,000
合 計		429,624,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		